

当別町 P P A 方式による太陽光発電設備導入事業
公募型プロポーザル企画提案説明書

1 事業目的

当別町では、当別町地球温暖化対策実行計画（以下「温対計画」という。）において、当別町全体として 2050 年の二酸化炭素排出量実質ゼロ、2030 年までに 2013 年度比実質排出量を 50%削減する目標を定めている。

本事業は、温対計画の目標達成に向け、町が所有する土地及び建物等に P P A（電力販売契約、以下「P P A」という。）方式により太陽光発電設備等の導入を行い、二酸化炭素排出量を削減することを目的とする。

2 事業概要

- (1) 事業名 : 当別町 P P A 方式による太陽光発電設備導入事業
- (2) 事業場所 : 別添仕様書のとおり
- (3) 事業期間 : 別添仕様書のとおり

3 参加資格

公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件に該当する単独の法人又は複数の法人等で構成する共同事業者とする。

(1) 共通要件

- ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人であること。
- イ 本事業を円滑に遂行するため、専門技術者等による十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を確立しており、安定的かつ健全な財政能力を有するものであること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないものであること。
- オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- キ 法人税、都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税を滞納しているものでないこと。
- ク 宗教活動、政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ケ 当別町暴力団排除の推進に関する条例（平成 27 年当別町条例第 15 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号並びにその他反社会的団体であるもの又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められるものでないこと。

コ プロポーザルの参加表明書の提出期日から審査完了の日までの期間において、当別町における指名停止を受けていないこと。

サ 共同事業者の構成員が単独の法人又は他の共同事業者の構成員として本事業のプロポーザルに参加するものでないこと。

(2) 単独の法人における資格要件

ア 過去5年度の期間において、本事業と類似する次のいずれかの事業履行中の実績を有すること。

(ア) 民間を含めたP P A方式による再生可能エネルギー設備の設置実績

(イ) 企業又は地方公共団体所有施設又は土地における、太陽光発電設備の設置事業の実績等（選定、契約又は受注段階も可とする。）

(ウ) 公共施設への再生可能エネルギー設備の設置実績

(3) 共同事業者における資格要件

ア 過去5年度の期間において、本事業と類似する次のいずれかの事業履行中の実績を有すること。

(ア) 民間を含めたP P A方式による再生可能エネルギー設備の設置実績

(イ) 企業又は地方公共団体所有施設又は土地における、太陽光発電設備の設置事業の実績等（選定、契約又は受注段階も可とする。）

(ウ) 公共施設への再生可能エネルギー設備の設置実績

イ 事業実施者となった共同事業者は、事業完了後3月を経過するまでの間は、共同事業者を解消しないこととし、3月を経過後に事業の内容に適合しない状態があった場合は、共同事業者の代表の法人が対応するものとする。

ウ 共同事業者が本事業を目的とする特別目的会社（以下「S P C」という。）を設立する場合は、町長が認めた場合を除き、協定の締結日までに会社法（平成17年法律第86号）で定める株式会社又は合同会社として設立し、登記事項証明書を町長に提出しなければならない。ただし、当該S P Cの出資者は、協定等の期間が終了するまでS P Cの株式（合同会社の場合は出資金。以下同じ。）を保有するものとし、町長が認めた場合を除き、S P Cの株式について譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

4 事務局（各書類提出先、問い合わせ先）

〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9

当別町経済部ゼロカーボン推進室ゼロカーボン推進係

電 話：0133-27-5089

FAX：0133-23-3206

メール：energy@town.tobetsu.hokkaido.jp

5 スケジュール

本プロポーザル実施に係るスケジュールは、次のとおり予定している。

項 目	日 程
参加表明書に係る質問書の提出期限	7月18日（金）
質問書に対する回答期限	7月23日（水）
参加表明書の提出期限	7月24日（木）（午後5時まで）
企画提案書提出要請	7月28日（月）
現地見学（希望者のみ）	7月28日（月）～8月1日（金）
企画提案書に係る質問書の提出期限	8月4日（月）
質問書に対する回答期限	8月6日（水）
企画提案書提出期限	8月7日（木）（午後1時まで）
企画提案書のヒアリング及び審査	8月20日（水） 予定

6 参加表明書の提出書類及び提出方法

原則として、紙資料にて提出する。また、以下ア～シの他に当別町が別途書類の提出を求めることがある。なお、追加としてデータを保存した電子媒体（CD-R）を求める場合がある。

※ 当別町競争入札参加資格を保有する場合は、オ～キ及びケの提出は免除する。

※ 共同事業者の場合、構成員毎に別葉として、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

書類番号	提出書類名	記入及び提出上の留意事項
ア	参加表明書 （別記様式第1号）	代表者印（共同事業者の場合は代表事業者印）を押印の上、提出すること
イ	事業者（構成員）の概要調書 （別記様式第2号）	
ウ	申出書（別記様式第3号）	
エ	類似事業の契約書等の写し	過去5年度の期間において、実績を証明する契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること（契約が証明できる部分のみの写しで良い）。
オ	登記事項証明書	単独の法人又は共同事業者の構成員すべての分を添付すること（発行後3ヵ月以内のもの。写し可。）
カ	貸借対照表及び損益計算書の写し	直近2年分を提出すること

キ	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 (未納の税額が無いことの証明：その3の3)	申告している税務署が発行する納税証明書 (発行後3か月以内のもの。写し可。)
ク	都道府県税の納税証明書	都道府県税事務所納税証明書「資格審査請求」、都道府県が賦課徴収するものに限る。(発行後3か月を超えないもの。写し可。)
ケ	市町村税の納税証明書	課税対象法人に限る。登記上の所在地の市町村発行の納税証明書
コ	(共同事業者の場合) 協定書等の写し	
サ	委任状の写し	代理人や支店長など代表権のない方の代表者印で参加表明書を提出する場合
シ	その他	従業員名簿(資本金100万円未満の場合のみ)、許認可に関する証書の謄本の写し、会社概要等

(2) 提出の形式・部数

ア 別記様式第1号から第3号 各1部

イ 別記様式第1号から第2号に添付する資格実績確認書類 各1部

(3) 参加表明書の提出期限

ア 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

郵送する場合は配達証明書付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

イ 提出期限

令和7年7月24日(木) 午後5時必着

(4) 参加表明書に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、「参加表明書に関する質問書」(別記様式第4号)により、電子メール(件名は、「当別町PPA方式による太陽光発電設備導入事業の参加表明書に関する質問」とする。)で事務局へ送付すること。電子メール以外による質問は不可とする。また、質問書提出の際は電話にて通信確認を行うこと。

なお、企画提案書の内容についての質問は、この期間では受け付けない。

イ 質問書の受付期間

令和7年7月18日(金)

ウ 回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和7年7月23日（水）までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、ホームページに掲載する。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては回答しない。原則、再質問は受け付けない。

(5) 参加要件の確認

参加希望者のうち、参加資格要件を満たしており、企画提案書の提出を要請する参加者（以下「応募事業者」という。）に対して、令和7年7月28日（月）までに企画提案書の提出を書面により要請する。

参加希望者のうち、参加資格を有しないと認められる者に対しては、令和7年7月28日（月）までに、その旨を通知する。

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、担当部署へ連絡すること

7 企画提案書の提出方法

(1) 提出書類

企画提案書 別記様式第5号

(2) 企画提案書の提出部数

企画提案書 正本1部、副本13部

様式5の正本には提出者名を記入し、副本には提出者名、担当者名を特定できる語句、記号を記入しないこと。

(3) 企画提案書の提出方法

ア 提出方法

持参または郵送

※持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時（最終日は午後1時）までとする。

郵送する場合は配達証明書付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

イ 提出期限

令和7年8月7日（木） 午後1時必着

(4) 企画提案書に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、「企画提案書に関する質問書」（別記様式第6号）により、電子メール（件名は、「当別町PPA方式による太陽光発電設備導入事業の企画提案書に関する質問」とする。）で事務局へ送付すること。電子メール以外による質問は不可とする。また、質問書提出の際は電話にて通信確認を行うこと。

イ 質問書の受付期間

令和7年8月4日（月）

ウ 回答方法

質問に対する回答は一括して質問回答書としてとりまとめ、令和7年8月6日(水)までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、ホームページに掲載する。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては回答しない。また原則、再質問は受け付けない。

8 企画提案書の記入上の留意事項

(1) 共通事項

- ア 文章の文字サイズは8.0ポイント以上、図の注釈等は6.0ポイント以上とする。
- イ 企画提案書のサイズはA4版縦を基本とし、A3版を添付する場合は折込み添付とする。
- ウ 正本のみ企画提案者名を記載し、副本は応募事業者が特定できる内容は記載しないこと。

(2) 事業の実施内容について

ア 実施方針

提案の概要及びP P Aの全体概要図を記載すること。

イ 設備の仕様

各候補地における設備の想定設置イメージ(航空写真、イメージパース等を活用)、設備の仕様を記載すること。

ウ 太陽光発電設備容量

各候補地における太陽光発電設備容量(太陽電池モジュールのJ I S等に基づく公称最大出力の合計値(k W)及びパワーコンディショナの定格出力の合計値(k W)の低い方を発電設備容量とする)を検討し、記載すること。また、太陽光発電設備の容量は、供給予定施設の電力需要実績・電力シミュレーションから適宜精査し、適切な容量で設備を設置すること。

エ 蓄電池設備容量

各候補地における蓄電池設備容量(定格容量(k W h)の合計値)を検討し、記載すること。

オ 年間の発電電力量、自家消費電力量(託送含む)のシミュレーション

発電設備を設置した各候補地における年間の発電電力量及び各電力需要施設の自家消費電力量をシミュレーションし、記載すること。

カ 高圧電力単価及びP P A単価

(ア) 電力単価は、当別町役場本庁舎他12施設の高圧電力分(P P A以外)及びP P A分について、20年間契約(供給)することを前提に提案すること。

(イ) 高圧電力分の電力単価は、基本料金に力率割引を適用した料金と従量料金を合算し、使用電力量で除した単価(消費税等相当額を含む)を記載すること(再エネ賦課金、政府支援金を除く)。

(ウ) P P A単価は、交付金額相当分を控除した上で算出すること。なお、候補地の使用料は比較がしやすいよう、算出時は無償として提案すること。

キ オンサイトP P Aを検討した結果の考察・提案

太陽光発電設備の設置方法、屋上防水、積雪や荷重への対応、レジリエンス機能に関する考え方、単価に関する考え方など、オンサイトP P Aに関する考察・提案を記載してください。

ク オフサイトP P Aを検討した結果の考察・提案

太陽光発電設備の設置方法、積雪に関する対応、単価に関する考え方など、オフサイトP P Aに関する考察・提案を記載してください。

ケ 高压電力の単価低減に関する提案

高压電力の単価低減に関する提案があれば、記載してください。

コ 二酸化炭素排出削減量

二酸化炭素排出削減量は、全電力需要施設における1年間の総量を算出すること。高压で需給する電力に環境価値を付与できる場合は、反映した量としてください。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（令和7年3月改訂環境省地球環境局公表）に記載のある $0.44\text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ を使用すること。また、本事業に関する二酸化炭素削減に資する提案を記載すること。

サ 事業終了後のシミュレーション

事業終了後、設備を撤去した場合、継続使用のため再契約をした場合及び町が無償譲渡を受けて運用すると仮定した場合の5年間のシミュレーションを示すこと。無償譲渡の場合は、5年間での総発電量、電力消費量、CO₂削減量、機器更新費を含めた総コストとすること。

(3) 工事実施体制及び計画

ア 実施体制図を記載すること。

イ 工事計画概要（工事スケジュール）を記載すること。

ウ 工事費を記載すること。

エ 事業期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制を記載すること。

オ 故障、緊急時（災害等含む）の対応体制図について記載すること。

カ 資金調達を含めた事業資金計画を記載すること。

キ 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

(4) その他

ア 地域裨益に関する提案

本事業に関することで、地域裨益に関する提案があれば、記載すること。

9 施設見学（※希望者のみ）

当別町が参加資格を認めた者を対象に下記期間において候補地の見学を受け付ける。

なお、施設見学にあたっては、担当部署及び施設管理者の指示に従うこと。申し込みがあった事業者ごとに調整し、詳細については、別途通知する。

ア 受付期間

令和7年7月28日（月）～8月1日（金）

イ 申込方法

電子メールで受け付ける。電子メールの件名は「当別町PPA方式による太陽光発電設備導入事業の候補地見学希望」とし、電子メール送付後、電話にて通信確認を行うこと。

10 プロポーザル審査会における事業者の選定

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日時（予定）

令和7年8月20日（水） 時間未定

イ 実施場所

当別町役場第二庁舎（石狩郡当別町白樺町58番地9）

ウ プレゼンテーションに出席する者は、事業の代表者（総括責任者）及び事業従事者のうち3名以内とし、代表者（総括責任者）は原則として出席することとする。

また、代理者の出席及び指定された者以外の出席は原則として認めない。

エ プレゼンテーションは提出した企画提案書のみを使用することとし、説明資料の追加は認めない。

オ プレゼンテーションは、パソコンの使用を認める。

カ プレゼンテーションの時間配分は、1企画提案者あたり20分とし、質疑の時間を10分とする（予定）。なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

キ プレゼンテーション及びヒアリングの実施にあたり、事前に書面により事業者に質問を行うことがあるため、その際は書面により回答すること。

(2) 企画提案の審査

ア 企画提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、本事業における理解度、企画提案の実現性、独創性等を総合的に評価し、最優秀者1者及び次席者1者を選定する。

イ 企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の採点の合計点が満点の6割を超える場合には事業者として選定する。

(3) 選定事業者の通知

審査結果に基づき、選定された最優秀者及び選定されなかった応募事業者に書面により通知するものとする。

1 1 事業予定者選定後の手続きについて

(1) 協定の締結について

最優秀者と別添仕様書に基づき詳細を当別町と協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について当別町の確認を受けたのち、協定を締結する。なお、協議が不調に終わった場合や、「1 2 失格要件」の事項に該当する場合には、優先交渉者としての選定を取り消し、審査会において選定された次席者と交渉する場合がある。

(2) 当別町及び関係機関等との調整について

補助金の交付申請、候補地の使用に係る手続き及び接続契約等必要な手続きを速やかに行う。

(3) 契約の締結について

設備の設置工事の完工、竣工検査を行った後、当別町と協議の上、契約締結を行う。

1 2 失格要件

参加表明書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

ウ 不正な利益を図る目的で審査会委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

エ 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかと認められるとき。

オ その他、審査会が不適切と判断したとき。

1 3 その他留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語と日本円とする。

(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書は以下のとおりとする。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。

(4) 提出された書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。

(5) 提出された書類は、企画提案の応募事業者の選定及び最優秀者の選定を行う作業に必要な範囲又は場合において、複製を作成する。

(6) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため当別町と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

- (7) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (9) 最優秀者として選定された事業者を公表できるものとする。
- (10) 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。
- (11) 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することを禁ずる。
- (12) 著作権等に関する事項については以下のとおりとする。
 - ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は当別町に帰属する。
 - イ 提案者は、当別町に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
 - ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ当別町に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。